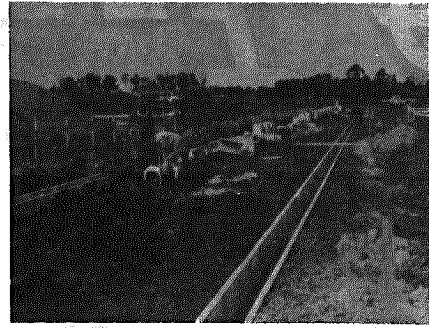


夢を開くか 小杉養豚団地がスタート

水田地帯の複合経営の確立を図るため、エサ高と、公害規制を克服して養豚団地を作ろうと、今年の春から準備を進めてきたが、この種、県の事業認可の内示があったので、その建設工事に着手した。

この養豚団地は、小杉上地を五戸で始める計画でも、事業費も物価高を反映して大き



急ピッチ工事の養豚団地

むらの台所

昭和48年度広域簡易水道決算

事業経営健全 四六〇万円の黒字

昭和四十八年度の広域簡易水道事業会計決算は、四百五十九万八千八百八十円の当年純利益を上げることができました。

これは、総配水量が前年と比較して干減少したものの保守、管理に大きな事故等がなく、有収率が向上したことによるもので、健全な運営状況で終了しました。

なお、業務等の実績は、別表のとおりです。

1. 収益的収支

取 入		支 出	
区 分	決算額 千円	区 分	決算額 千円
1. 給水収益	26,574	1. 原水及び浄水費	8,999
2. 受託工事収益	65	2. 配水及び受託工事費	3,881
3. その他営業収益	30	3. 総係費	6,520
4. 預金利息	1,495	4. 減価償却費	2,408
5. 雑収益	14	5. 資産減耗費	29
		6. その他営業費用	15
		7. 支払利息	1,727
合 計	28,178	合 計	23,579

収支差引残金 4,599千円…当年度純利益

2. 資本的収支

取 入		支 出	
区 分	決算額 千円	区 分	決算額 千円
損益勘定留保 資金引当	1,670	1. 配水設備工事費	453
		2. 企業債償還金	1,217
		合 計	1,670

3. 業務量等の実績

事 項	単 位	48年度	47年度	比 増減	比 率
年度末給水人口	人	9,356	10,052	△ 696	93.1
計画給水人口	人	12,000	12,000		
普及率	%	85.6	83.8	1.8	102.1
年度末給水栓数	栓	2,034	1,978	56	102.8
配水量	m ³	747,595	748,411	△ 816	99.9
年一カ月平均	m ³	62,300	62,368	△ 68	99.9
一日平均	m ³	2,046	2,050	△ 2	99.9
有収水量	m ³	613,771	601,722	12,049	102.0
年一カ月平均	m ³	51,148	50,144	1,004	102.0
一日平均	m ³	1,682	1,649	33	102.0
一日最大配水量	m ³	2,889	3,069	△ 180	94.1
有収率	%	82.1	80.4	1.7	102.1
供給単価		26,574,170			
給水原価		516,309			
給水原価		26,574,170			
総費用		23,579,757			
有収水量		516,309			
給水原価		23,579,757			
有収水量		516,309			

十一月納期の
村税は、固定
資産税四期で
税務課

当初十戸で推進されたが、用地の確保等で三転四転して漸く現在地に決り、農家の半数に減ったものの、同志の結束は堅くかためられ、一日も早い竣工を待っています。

最近の畜産は、エサ高の製品安、公害規制の強化等々、農家には極めて難しい問題が山積しており、これらを共同の力で公害対策を施し、共同購入、共同販売で採算のとれる経営ができるものと張り切っています。

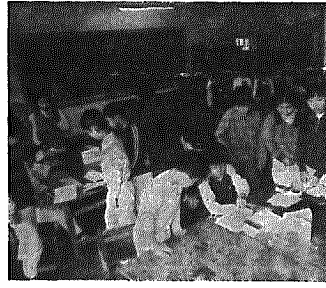
又、今後これが軌道に乗った三年後を目標に大巾な規模拡大の夢を抱いており、その成功を期待されています。

所得税の第2期分は 11月30日まで

納税は振替の利用を
●業況不振は減額申請を
所得税第2期分は、前年11月30日まで納税が完了する。業況不振は減額申請を、所得税第2期分は、前年11月30日まで納税が完了する。

納税者に、その家族が病氣におかれます。納税者に、その家族が病氣におかれます。

納税者に、その家族が病氣におかれます。納税者に、その家族が病氣におかれます。



整理に忙しいひととき

大蔵大臣賞うける 沢海小子ども郵便局

沢海小子ども郵便局は、いままでにも郵政局局長賞二回、財政局局長賞二回、県知事賞一回、昭和四十八年には郵政大臣賞をうけている。

このたびの大蔵大臣賞受賞も同校子ども郵便局が昭和二十二年からはじめられ、全児童(二四〇名、昭和四十八年預金総額一五五万円)が預金活動に参加していること。帳簿の記入や整理、保管から現金の取扱ひなど貯金活動は、児童の手で運営されていること。

人権コーナー

こんなとき、あなたなら
どうしますか?
老人の人権を守りましょ

古い世代と、新しい世代との人間性を尊重したい、互いの価値観、真に民主的な家族風や、生活の相違からくる誤解や生活感覚の差、などが、最も大切なことではない、簡単に解決してしまいがちだが、老人に対する人権侵害の特殊な、微妙な、微を総合的に検討してみます。

親と子、嫁と姑、と、おおよそ次のことがいえますしゅうとめが、おす。

被害者…高令の女性で、身まわりの雑務を自分でできなくなってきた老人。
加害者…(人権を侵害する相手) 被害者の子と、その配偶者が多く、その中でも、姑に対する侵害が多数占めています。

侵害行為のタイプ
●遺棄、監禁型…病弱な老人を扶養しないで顧みないとか、粗末な室に閉じこめられている。

●虐待型…病弱な老人に暴力をふるう。
●冷遇型…食卓、入浴、テレビ等を制限する。
●扶養義務…老人をたらい回しにして邪悪者扱いしている。

毎月1・11・21日公民館で

時代の進展にしたがい社会情勢が複雑化してくると、それにもない家庭内においても様々な問題や、心配ごとがふえてきておきます。

こんなとき「誰か相談相手」がいる方が安心できると思いませんか。

生計の問題、家族関係、住宅問題、財産、その他福祉の問題等心配がある。そんなときは、ご連絡なくお出の上でご相談ください。専門の相談員が心配ごとを解決するため、よき相談相手となってまいります。電話は無料で使えます。

心配ごと 相談

田中 隆氏 教育委員に再任

九月末に任期満了した田中 隆氏(現委員長)が、再任の同意を得た。同氏は、今後四年間教育委員として再任される。